

取扱注意

# G7 広島サミット消防特別警戒

## 高速道路警戒拠点警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

## 目次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒の期間	1
第4	警戒隊及び警戒拠点等	1
1	山陽自動車道	1
2	広島高速2号線	1
3	広島消防局管内の高速道路等	1
4	警戒全体図等	1
第5	高速道路警戒拠点の組織等	2
1	組織図	2
2	高速道路警戒隊の任務	2
第6	出動体制等	2
1	警戒区域	2
2	出動計画	3
3	出動指令	3
4	災害事案覚知時の対応	3
5	増強出動の要請	3
6	移動配備	3
7	情報通信体制	3
第7	災害発生時の即報等	3
第8	勤務等	4
1	勤務交替及び資機材点検等	4
2	統括警戒本部への定時報告等	4
3	服装	4
4	関係機関等の連絡先	4
第9	その他	4

<別図>

別図1 「高速道路警戒全体図」

別図2 「高速道路警戒隊配置図（広島市を除く）」

## 高速道路警戒拠点警戒計画

### 第1 目的

サミット警戒中の要人移動時に高速道路上で発生する災害に迅速に対応するため、要人が利用する空港から広島市内に繋がる高速道路入口付近の消防本部等に高速道路警戒隊を配置し、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」に定めるところによる。

### 第3 消防特別警戒の期間

2023年5月16日（火）～5月22日（月）

ただし、要人の動向により警戒日を変更する場合がある。

### 第4 警戒隊及び警戒拠点等

#### 1 山陽自動車道

警戒隊	警戒拠点	警戒区域
空港警戒隊	広島空港	下り線 河内IC～高屋IC
高屋分署 高速道路警戒隊	東広島市消防局 東広島消防署高屋分署	上り線 高屋IC～河内IC 下り線 高屋IC～西条IC
東広島消防署 高速道路警戒隊	東広島消防局 東広島消防署	上り線 西条IC～高屋IC 下り線 西条IC～志和IC
西分署 高速道路警戒隊	東広島消防局 東広島消防署西分署	上り線 志和IC～西条IC 下り線 志和IC～広島東IC

#### 2 広島高速2号線

警戒隊	警戒拠点	警戒区域
府中町消防署 高速道路警戒隊	府中町消防本部 府中町消防署	上り線 府中IC～間所IC 下り線 矢賀IC～大州IC

#### 3 広島市消防局管内の高速道路等（広島県内広域消防相互応援協定による応援区域を含む。）

広島市消防局の通常配備隊

#### 4 警戒全体図等

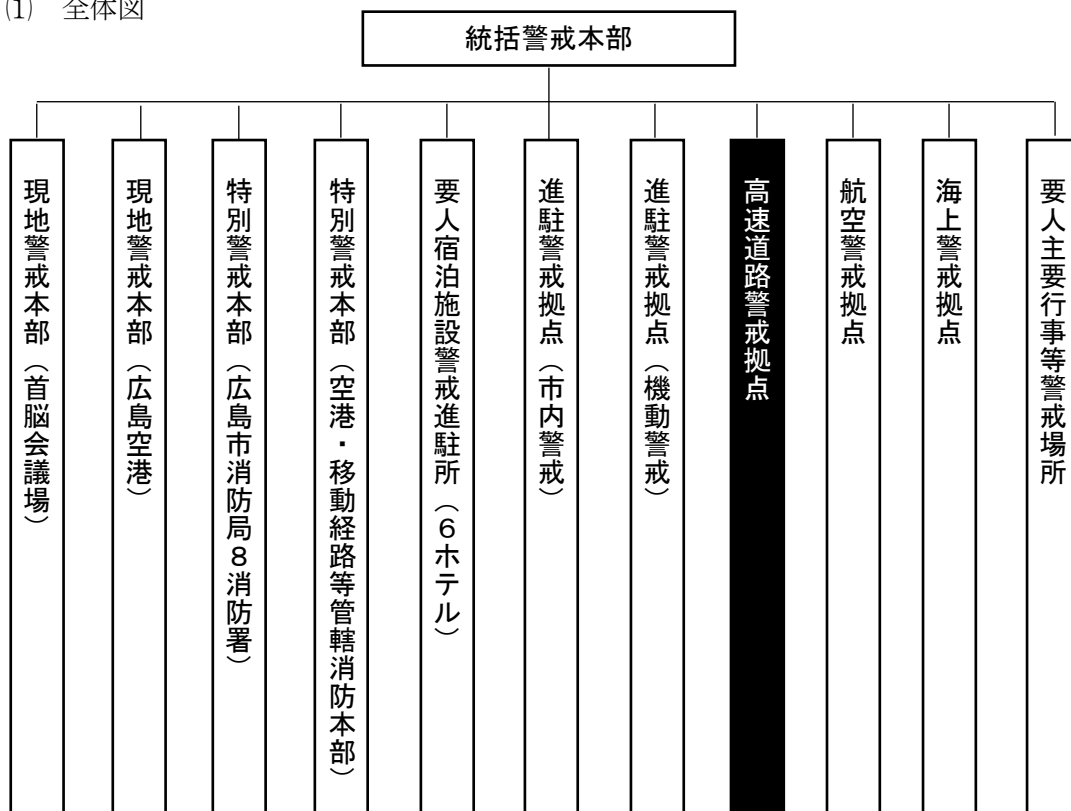
別図1 「高速道路警戒全体図」

別図2 「高速道路警戒拠点配置図」

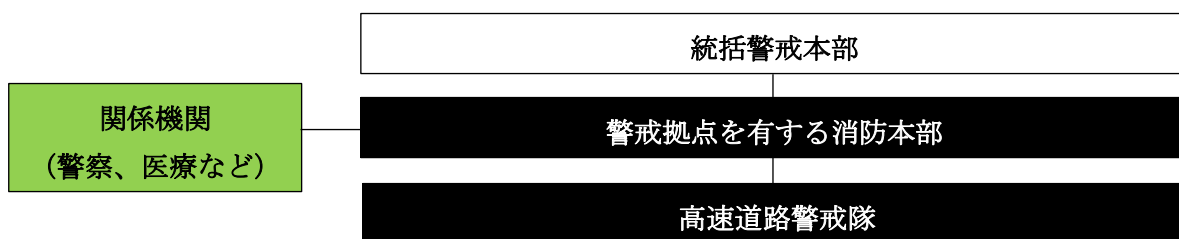
## 第5 高速道路警戒拠点の組織等

### 1 組織図

#### (1) 全体図



#### (2) 高速道路警戒拠点組織図



### 2 高速道路警戒隊の任務

警戒区域で発生した全ての災害に対応する。

なお、特殊災害発生時は、空港警戒隊又は市内警戒隊が出動する。

※ 高速道路上における活動（特殊災害以外）については、管轄消防本部の活動要領に基づくものとする。

## 第6 出動体制等

### 1 警戒区域

山陽自動車道河内ICから広島高速3号線宇品ICの区間における高速道路上

※ 上記以外の高速道路を利用する情報を入手した場合は、当該高速道路を管轄する消防本部は、速やかに警戒隊等を増強するなど、要人移動時に発生する災害に対し、迅速に対応できるよう警戒にあたる。

## 2 出動計画

別に定める「G7出動計画」のとおりとする。

## 3 出動指令

別に定める「出動指令要領」のとおりとする。

なお、災害発生場所を担当する警戒隊等が属する消防本部において出動指令を行う。

## 4 災害事案覚知時の対応

警戒区域内において直接災害事案を覚知した場合、各高速道路警戒隊の隊長等は、速やかに119番通報を実施し、指令要求を行うものとする。

また、当該災害がサミット関連災害であった場合、発生場所を管轄する特別警戒本部長（広島市消防局を除く。）は、「警防計画（第7-10）」に定めるところにより、速やかに統括警戒本部（指令班）に報告するものとする。

## 5 増強出動の要請

災害の状況等により、各高速道路警戒隊のみによる消防力では対応が困難であると判断した場合、管轄する特別警戒本部長（広島市消防局を除く。）は、管内の消防力を総合的に考慮した上で必要な通常配備隊を出動させるとともに、必要に応じて統括警戒本部（作戦班）に対して他の警戒隊等の出動を要請するものとする。

## 6 移動配備

警戒区域内における消防力の低下により、出動体制等に支障が生じた又は生じるおそれがある場合、特別警戒本部長（広島市消防局を除く。）は、「G7出動計画（第5-1）」に定めるところにより、必要な移動配備の検討等を行うものとする。

## 7 情報通信体制

別に定める「情報通信要領」のとおりとする。

## 第7 災害発生時の即報等

「警防計画（第7-10）」に定めるところによる。

## 第8 勤務等

### 1 勤務交替及び資機材点検等

- (1) 警戒隊等は、事務引継ぎを行った上で勤務交替する。
- (2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。
- (3) 勤務開始後、警戒隊は、車両及び資機材の点検を行うとともに、資機材の員数確認を併せて行うものとする。
- (4) 勤務時間等は、管轄消防本部の基準等に従うものとする。  
なお、空港警戒隊にあつては、別に定める「現地警戒本部（広島空港）警戒計画」のとおりとする。

### 2 統括警戒本部への定時報告等

「警防計画」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式2》警戒日誌

《様式3》重要情報報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

- ※ 管轄する特別警戒本部長（広島市消防局を除く。）が高速道路警戒隊（空港警戒隊を除く。）の情報を取りまとめ、報告する。

### 3 服装

「消防特別警戒共通事項」に定めるところによる。

### 4 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

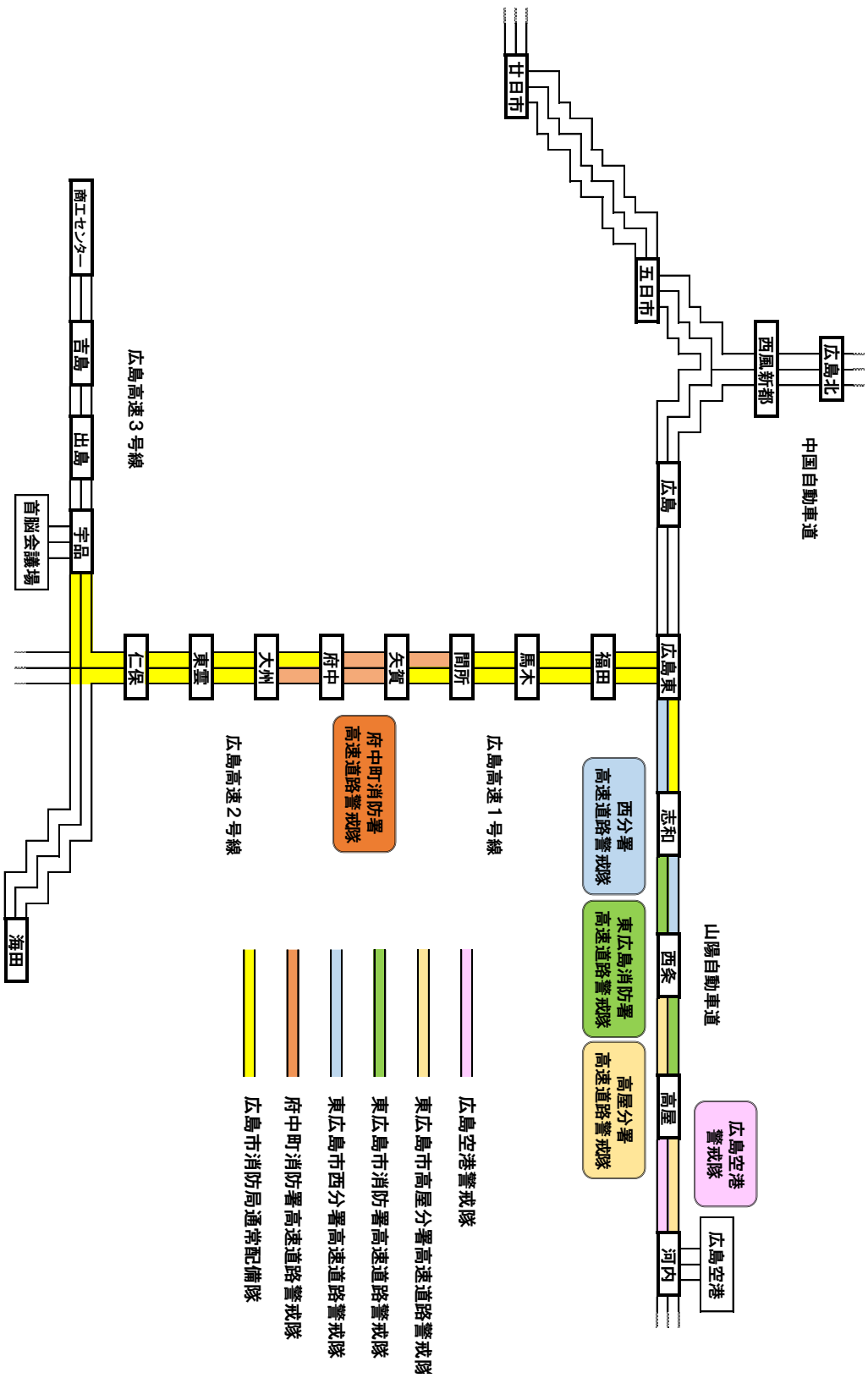
## 第9 その他

本計画に定めのない事項については、「警防計画」及びその他消防特別警戒に関する各種計画・要領等によるものとする。

# 高速道路警戒全体図

別図 1

## 高速道路出動範囲図





# 高速道路警戒拠点配置図

別図2

